

令和6年度第2回鶴岡市地域公共交通活性化協議会 (兼鶴岡市地域公共交通会議)

資料目次

報告資料1 清川線廃線に伴う藤島地域公共交通再編事業の実施について P1

報告資料2 ゆ〜Town 線廃止後の代替手段の考え方について P4

報告資料3 朝日地域における交通再編の予定について P6

協議資料1 規約の改正について P7

協議資料2 庄内交通 路線バスの廃止等について P10

協議資料3 長沼・八栄島地区デマンド交通の本格運行の実施について P17

協議資料4 櫛引地域デマンド交通の本格運行の実施について P20

協議資料5 温海地域乗合タクシーの経路変更および時刻表等の改正について P23

協議資料6 令和7年度 地域内フィーダー系統確保維持計画について P27

清川線廃線に伴う藤島地域公共交通再編事業の実施について

1. 目 的

既存の地域公共交通網を活かしながら藤島地域全体の公共交通体系を再構築し、住民の利便性と公共交通空白地帯を生まない持続可能な公共交通体系を確立する。

2. 事業概要

現在運行中の庄内交通路線バス「鶴岡ー清川線」が、利用者数の減少や運転手不足により、令和7年3月31日で廃止される予定となっている。

このことから、藤島庁舎では現状を鑑み、既存のデマンド交通網（2エリア）をベースに藤島地域全体の公共交通網の再編を令和6年度中に実施するため、藤島地域公共交通再編事業に着手する。

なお、再編案については、令和3年度に委託した専門家からの提案をベースに検討するとともに、当該専門家からのアドバイスを受けながら進める。

3. 事業内容

(1) 専門家への依頼（NPO 法人いわて地域づくり支援センター 若菜千穂 氏）

・ 令和3年度の提案（成果品）の更新 → 交通再編のたたき台とする

(2) バス（清川線）乗降調査

・ 職員がバスに乗車し、アンケート等を実施 → 専門家とも情報共有

(3) デマンド交通学習会の開催

・ 交通再編のための検討委員会を立ち上げるにあたり、住民向け事前学習会を開催
・ デマンド交通の概要説明と専門家の提案内容の説明

(4) 地域公共交通検討委員会の開催

・ 自治振興会長、町内会長等を委員とする
・ 運行計画の具体的内容の検討（3回程度開催）
・ 運行計画素案をまとめる

(5) 運営協議会の設置と運行計画の承認

・ 2エリアでの運行案となるので、2つの協議会を設置する
・ 検討委員会で検討した運行計画素案の承認を行う

(6) 関係機関との調整・協議

・ 交通事業者、運輸支局、近隣町と事前協議を行い運行に関する調整を図る

(7) 鶴岡市交通会議での運行計画の承認と運輸局からの許可取得

・ 令和7年4月からの運行に間に合うように各種手続きを実施する

4. 具体的な再編案

・ 別紙「藤島地域公共交通再編事業 具体的再編案」のとおり

5. 事業スケジュール

時期	会議等	協議内容等	実施主体
R6 5月	バス乗降調査 (5/7)	・職員がバスに乗り込みアンケート等を実施	市
	交通専門家への依頼	・R3 成果品の更新 (～7月中旬まで)	市
	町内会説明会 (5月中旬～下旬)	・バスの廃止と代替えデマンドの説明	市
6月	関係機関との調整・協議	・タクシー会社との協議 (6月中旬) ・陸運支局との協議 (以降必要に応じて) ・庄内町との調整 (必要に応じて)	市
	鶴岡市地域公共交通会議	・今後の方針について報告	市
7月	5日 デマンド交通学習会	・デマンド交通の概要説明 ・若菜氏提案内容の説明	市、自治振興会
	中旬 専門家より運行内容の報告書提出	・検討委員会たたき台	市
	下旬 検討委員会 (第1回)	・立上げ及び運行計画 (素案) 内容検討	市、自治振興会
8月	検討委員会 (第2回)	・運行計画 (素案) 内容検討	市、自治振興会
9月	検討委員会 (第3回)	・運行計画 (素案) 確定	市、自治振興会
10月	関係機関との調整・協議	・タクシー会社との調整 ・陸運支局との協議	市
11月	R7 年度予算要求	・運行計画 (素案) を参考に積算	市
	町内会長会	・検討委員会の結果報告	市
12月	下旬 運営協議会及び運行委員会の設立	・南と北それぞれのエリアで設立 ・運行計画 (案) の承認	市、自治振興会
	下旬 鶴岡市地域公共交通会議	・2エリアの運行計画の承認	市、運営協議会
R7 1月	陸運支局との最終協議	・運行内容について	市
	交通事業者との最終調整	・運行内容について	市
	運輸支局への申請	・本格運行での申請を想定	交通事業者、運営協議会
2月	運営協議会 (第2回)	・地域公共交通会議内容報告 ・住民周知の方法等について	運営協議会
	住民周知	・運行内容の周知	運営協議会
3月	本格運行の許可	・運輸局からの許可取得	運営協議会
	実証運行準備	・住民への最終周知 ・運行管理等の最終チェック ・協議会と事業者との契約	運営協議会
4月	本格運行スタート	・市への補助金交付申請	運営協議会

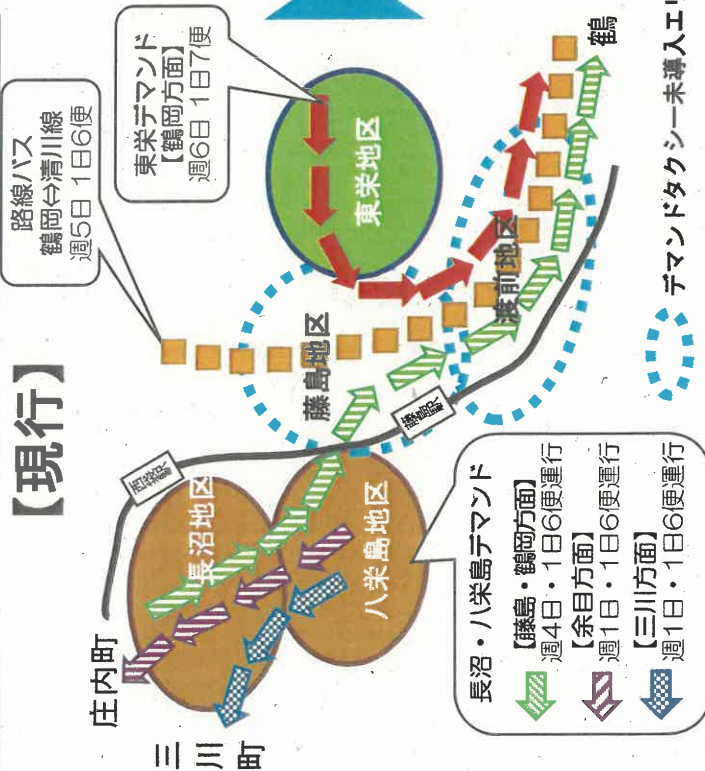
※現行デマンド受託業者が本格運行 (法4条) として実施予定

藤島地域公共交通再編事業 具体的再編案

R6.6 藤島庁舎総務企画課

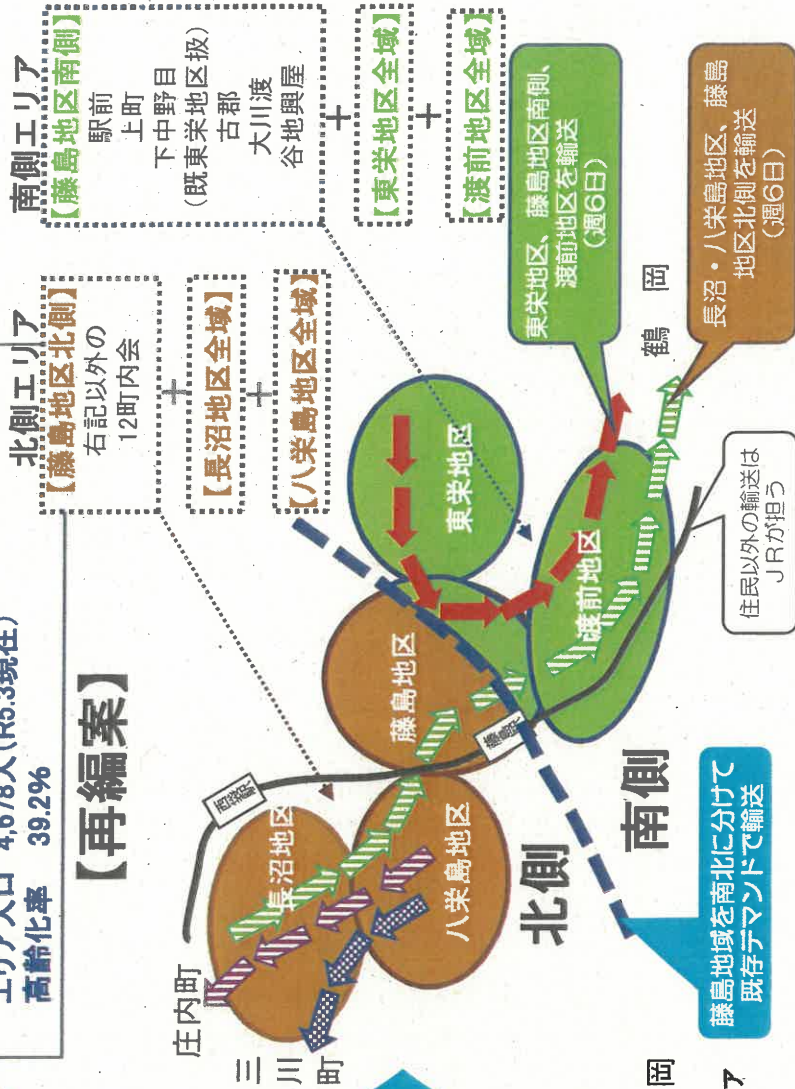
- 長沼・八栄島地区「すまいる号」(出羽ハイヤー)
エリア人口 1,782人 (R5.3現在)
高齢化率 44.2%
- 東栄地区+藤島地区3町内会「ふれあい号」(庄交ハイヤー)
エリア人口 1,945人 (R5.3現在)
高齢化率 43.8%

【現行】



【再編案】

- 北側エリア(長沼・八栄島・藤島北) ※新協議会設置
エリア人口 4,564人 (R5.3現在)
高齢化率 38.8%
- 南側エリア(東栄・渡前・藤島南) ※新協議会設置
エリア人口 4,678人 (R5.3現在)
高齢化率 39.2%



再編案の主な内容

【運営協議会の変更】

- 長沼・八栄島地区
デマンド交通運営協議会
- 藤島東栄地区
デマンド交通運営協議会
- 藤島北デマンド交通運営協議会 (仮称)
- 藤島南デマンド交通運営協議会 (仮称)

【長沼・八栄島デマンドの主な変更点】

- ・藤島地区の12町内会(新町、中町、下町、藤の花、野田目、越後京田、藤岡、須走、三和、新屋敷、上平形、下平形)を追加。
- ・週4日の藤島・鶴岡方面を週6日へ変更。(三川、庄内町の各1日は確保)
- ・便数・時刻表の改定など。

【藤島東栄デマンドの主な変更点】

- ・渡前全域と藤島地区の3町内会(駅前、上町、下中野目)を追加。
- ・便数・時刻表の改定など。

ゆ〜Town 線廃止後の代替手段の考え方について

1. 事業の経緯

現在、櫛引東部地区居住者は、櫛引デマンド交通を利用し指定場所であるゆ〜Town に移動し、庄内交通路線バス「鶴岡ーゆ〜Town 線」に乗り換えることで、市街地までの移動が可能となっている。

現行運行中の庄内交通路線バス「鶴岡ーゆ〜Town 線」が、利用者数の減少や運転手不足により、令和7年3月31日で廃止される予定となっていることから、その代替手段の一選択肢として、櫛引デマンド交通において、「サウスモールみーな」までの組み入れ等の検討を行っている。

2. 事業の状況及び今後の方針等

①ゆ〜Town 線廃止の地域住民周知

- 3月12日 ゆ〜Town 線沿線である勝福寺・我老林・斎藤川原の町内会長にゆ〜Town 線廃線の説明
あわせて、代替交通手段の利用意向調査を依頼
- 4月23日 櫛引区長会議にて、庄内交通がゆ〜Town 線廃止についての説明
- 5月29日 櫛引地域全世帯へゆ〜Town 線廃止のお知らせについてのチラシを配布

②櫛引地域デマンド運営協議会による協議

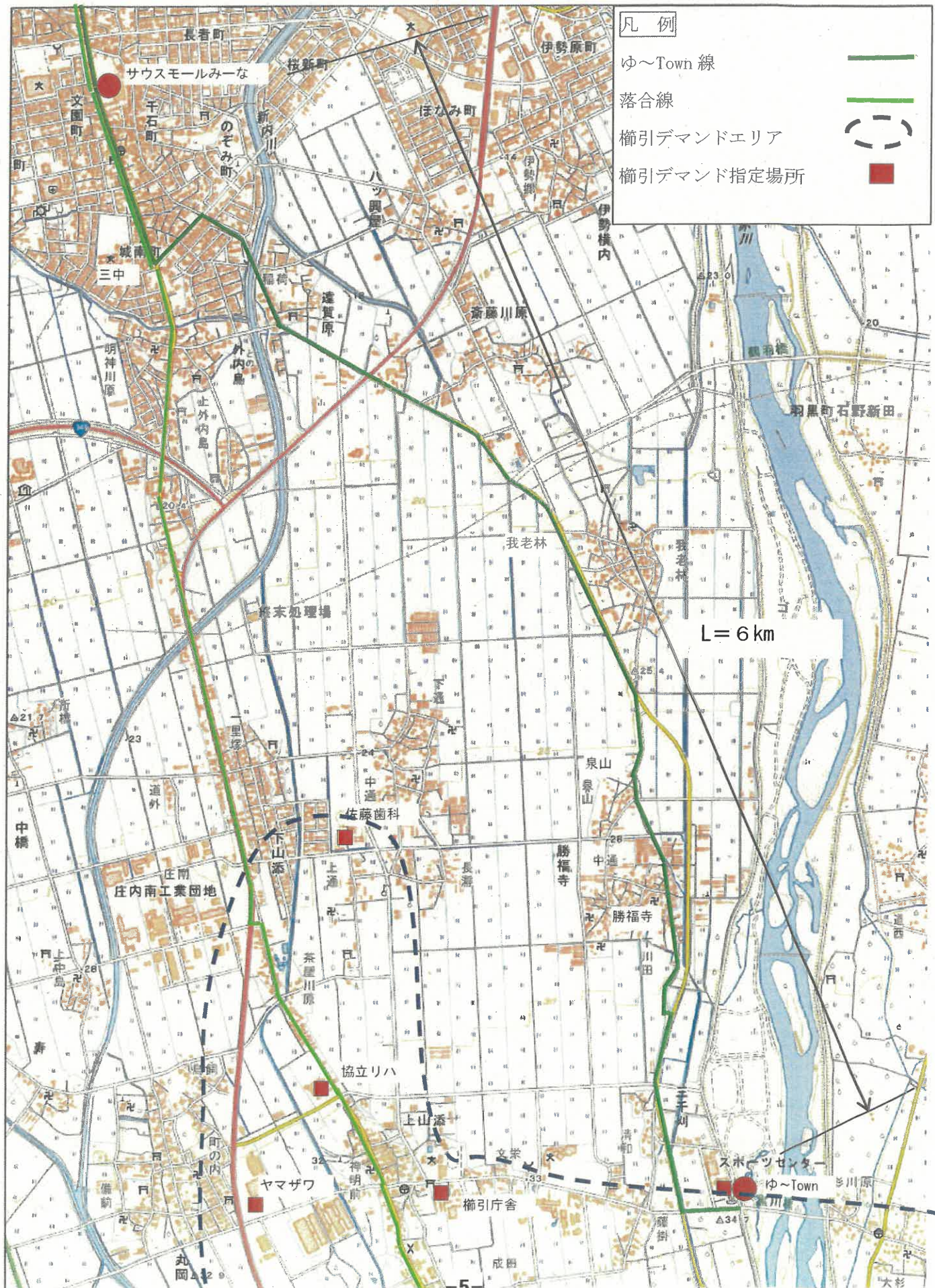
- 4月25日 運行委員会にて、ゆ〜Town 線廃止の代替運行として、「みーな」への延伸について検討

③ニーズ調査

- 5月21日 斎地域常任理事会にて、沿線町内会の代替交通手段利用意向について聴取
現段階では代替交通手段は不要だが、今後必要となる可能性が高いとの回答をいただいた。
- 5月30日～ 櫛引地域における利用意向調査（デマンド登録者82名）を実施し、現在集計中

④指定場所「みーな」の実施可否及び運行内容の検討

ニーズ調査結果、運行事業者との運行内容協議を行い、運行内容の策定・精査のもと実施の可否を決定する。



朝日地域における交通再編の予定について（現状報告）

朝日庁舎総務企画課

○現状

朝日地域では、令和５年度に朝日地域地域交通研究会を立ち上げ、地元のニーズに合った地域交通のあり方について、関係団体との意見交換や研修会を実施した。

令和７年夏頃には、運転手不足や利用実態に合わせた便数やルートへの再編を予定しており、庄内交通㈱と協議しながら、再編後の路線等について検討を進めている。

上記の再編に向け、今年度は朝日地域市営バス利用拡大協議会において、「令和６年度鶴岡市朝日地域地域内交通調査研究業務」を実施し、研究会で出された意見や朝日地域全世帯を対象としたアンケート調査結果の分析等を実施し、市営バスなど現在の運行形態に捉われず利用ニーズに即した交通再編策を検討している。なお、本事業は、農村交通の専門家であり、以前市内の交通再編にご助力いただいた若菜千穂氏に委託している。

令和５年度の主な取組み

○朝日地域地域交通研究会・研修会

- R5.8.8 第１回研究会
- R5.11.12 第２回研究会・第１回研修会
- R5.12.26 第３回研究会
- R6.2.21 第４回研究会・第２回研修会
- R6.3.19 第５回研究会

○朝日全世帯対象アンケート

- R5.9.1～R5.9.30 アンケート実施

○朝日地域市営バス土曜試験運行

- R5.8～R5.11 試験運行実施

令和６年度の主な流れ

- | | |
|---------------|-----------------------|
| R6.4.22 | 第１回公共交通会議 |
| R6.5.10 | 若菜千穂氏と業務委託締結 |
| R6.5.23 | オンライン打合せ会（若菜千穂氏） |
| R6.6.18 | 若菜千穂氏来鶴 |
| R6.6.19 | 第２回公共交通会議 |
| R6.6下旬～R6.7中旬 | 朝日地域住民懇談会（朝日７地区で開催予定） |
| R6.7中旬 | 第１回研究会 |
| R6.9（予定） | 第１回地域振興懇談会 |
| R6.9下旬 | 第２回研究会 |
| R6.12中旬 | 第３回公共交通会議 |
| R7.1中旬 | 山形運輸支局へ試験運行の事前相談 |
| R7.3（予定） | 第２回地域振興懇談会 |

鶴岡市地域公共交通活性化協議会規約および
鶴岡市地域公共交通会議設置要綱の改正について

1. 改正の概要

(1) 鶴岡市地域公共交通活性化協議会規約

- ・別表より「山形県ハイヤー・タクシー協会」を削除する
(「山形県ハイヤー・タクシー協会」解散のため)

(2) 鶴岡市地域公共交通会議設置要綱

- ・第2条(2)「市町村運営有償運送」を「自家用有償旅客運送」に置き換える
(道路運送法の記載に準ずる)
- ・第3条第1項「(6) 山形県ハイヤー・タクシー協会が指名する者」を削除する
(「山形県ハイヤー・タクシー協会」解散のため)
- ・第3条に「第3項『一般乗合旅客自動車運送事業における運賃・料金の協議は、道路運送法第9条第4項に規定される構成員により行うものとする。』」を追加
(令和5年10月の道路運送法の改正に伴い、一般乗合旅客自動車運送事業における運賃・料金の協議には、運送事業者や行政関係者、住民代表等で協議することを定められたことによる)

2. 新旧対照表

別紙参照

3. 施行年月日

令和6年6月19日

【新旧対照表】鶴岡市地域公共交通活性化協議会規約

協議資料 1 (修正)

新 (改正後)				旧 (改正前)			
別表				別表			
構成団体	備 考	根拠条項		構成団体	備 考	根拠条項	
鶴岡市	交通計画を策定しようとする市町村	第6条2項1号		鶴岡市	交通計画を策定しようとする市町村	第6条2項1号	
庄内交通㈱	関係する公共交通事業者等	第6条2項2号		庄内交通㈱	関係する公共交通事業者等	第6条2項2号	
(一社)山形県バス協会	"	"		(一社)山形県バス協会	"	"	
(一社)山形県ハイヤー協会	"	"		(一社)山形県ハイヤー協会	"	"	
(一社)山形県ハイヤー協会鶴岡支部	"	"		(一社)山形県ハイヤー協会鶴岡支部	"	"	
山形県交通運輸産業労働組合協議会	"	"		山形県交通運輸産業労働組合協議会	"	"	
国土交通省酒田河川国道事務所	区域内の道路管理者	"		山形県ハイヤー・タクシー協会	"	"	
山形県庄内総合支庁道路計画課	"	"		国土交通省酒田河川国道事務所	区域内の道路管理者	"	
鶴岡警察署	区域内の警察署	第6条2項3号		山形県庄内総合支庁道路計画課	"	"	
鶴岡市町内会連合会	利用者代表	"		鶴岡警察署	区域内の警察署	第6条2項3号	
鶴岡市自治振興会連絡協議会	"	"		鶴岡市町内会連合会	利用者代表	"	
藤島町内会連絡協議会	"	"		鶴岡市自治振興会連絡協議会	"	"	
羽黒区長会	"	"		藤島町内会連絡協議会	"	"	
榊引区長会	"	"		羽黒区長会	"	"	
朝日地域自治会連絡協議会	"	"		榊引区長会	"	"	
温海地域自治会長会	"	"		朝日地域自治会連絡協議会	"	"	
鶴岡市老人クラブ連合会	"	"		温海地域自治会長会	"	"	
鶴岡市身体障害者福祉協会	"	"		鶴岡市老人クラブ連合会	"	"	
鶴岡市農業協同組合女性部	"	"		鶴岡市身体障害者福祉協会	"	"	
DEGAM 鶴岡ズームジュニア	"	"		鶴岡市農業協同組合女性部	"	"	
東北運輸局山形運輸支局	その他当該市町村が必要と認める者	"		DEGAM 鶴岡ズームジュニア	"	"	
鶴岡商工会議所				東北運輸局山形運輸支局	その他当該市町村が必要と認める者	"	
				鶴岡商工会議所			

【新旧対照表】鶴岡市地域公共交通会議設置要綱

新 (改正後)	旧 (改正前)
第1条 (省略) 第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。 (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項 (2) 自家用有償旅客運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項 (3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項 第3条 交通会議の構成員は、次に掲げる者とする。 (1) 鶴岡市長又はその指名する者 (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者が指名する者 (3) 一般貸切(乗用) 旅客自動車運送事業者が指名する者 (4) 山形県バス協会が指名する者 (5) 山形県ハイヤー協会が指名する者 (6) 住民又は利用者の代表 (7) 山形運輸支局長又はその指名する者 (8) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体が指名する者 (9) 道路管理者、山形県警察、山形県庄内総合支庁、学識経験者その他の交通会議が必要と認める者 2 構成員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の構成員の任期は、その前任者の在任期間とする。 3 一般乗合旅客自動車運送事業における運賃・料金の協議は、道路運送法第9条第4項に規定される構成員により行うものとする。 第4条～第7条 (省略)	第1条 (省略) 第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。 (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項 (2) 市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項 (3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項 第3条 交通会議の構成員は、次に掲げる者とする。 (1) 鶴岡市長又はその指名する者 (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者が指名する者 (3) 一般貸切(乗用) 旅客自動車運送事業者が指名する者 (4) 山形県バス協会が指名する者 (5) 山形県ハイヤー協会が指名する者 (6) 山形県ハイヤー・タクシー協会が指名する者 (7) 住民又は利用者の代表 (8) 山形運輸支局長又はその指名する者 (9) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体が指名する者 (10) 道路管理者、山形県警察、山形県庄内総合支庁、学識経験者その他の交通会議が必要と認める者 2 構成員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の構成員の任期は、その前任者の在任期間とする。 第4条～第7条 (省略)

庄内交通 路線バスの廃止等について

[1] 鶴岡－清川線 路線廃止について

1. 計画の概要

鶴岡市と庄内町からの依頼を受け、平成 19 年 4 月 1 日より一部路線を変更し、「鶴岡-清川線」として運行してまいりました。運行当初から利用者数の少ない路線であった為、鶴岡市と庄内町とは、運行の在り方について協議を重ねてまいりました。こうした中、乗務員不足が顕著な状況となり、利用実態に合わせ、路線廃止をせざるを得ない状況となりました。

廃止後の地域住民の移動手段としては、地域を管轄する自治体で検討していただき、令和 7 年 3 月 31 日の運行を以て路線廃止するものです。

2. 廃止しようとする路線

路線廃止区間詳細（別紙資料2-1）

路線廃止区間図（別紙資料2-2）

3. 廃止となる対象系統

鶴岡－清川八郎記念館線

鶴岡－清川線

4. 廃止となる停留所

大宝寺	押口	大半田住宅前	大半田	幕の内
スタンレー前	渡前	下渡前	上藤島	六所神社前
藤島駅前	藤島上町	藤島庁舎前	藤島仲町	下町会館
藤島下町	三枚橋	三和	京田橋	千本杉
桑田口	山水園口	立川庁舎前	旧商工会前	狩川銀行前
狩川駅前	東本町	東興野	清川駅	清川
清川八郎記念館	農業改良普及センター			

32 箇所

5. 実施予定日

令和 7 年 3 月 31 日の運行をもって

[2] 鶴岡～ゆ～Town 線 路線廃止について

1. 計画の概要

当該路線は、利用者数の少ない路線であり廃止代替バスとして、鶴岡市から依頼を受け運行してまいりました。令和4年3月鶴岡南高等学校山添校の廃校に伴い、令和4年4月1日より、地域利用者に加え、くしびき温泉ゆ～Town への来館者の足ともなるよう路線再編し運行してまいりましたが、再編後も利用状況が変わらず、鶴岡市と運行の在り方について協議を重ねてまいりました。こうした中、乗務員不足が顕著な状況となり、利用実態に合わせ、路線廃止をせざるを得ない状況となりました。

廃止後の地域住民の移動手段としては、地域を管轄する自治体で検討していただいており、令和7年3月31日の運行を以て路線廃止するものです。

2. 廃止しようとする路線

路線廃止区間詳細（別紙資料2-3）

路線廃止区間略図（別紙資料2-4）

3. 廃止となる対象系統

鶴岡(勝福寺)ゆ～Town 線

4. 廃止となる停留所

城南町中央	稻荷前	斎藤川原	斎学校前	我老林
泉山	勝福寺	下三千刈	ゆ～Town	

9 箇所

5. 実施予定日

令和7年3月31日の運行をもって

[3] 大鳥～上田沢 休止区間の路線廃止について

1. 計画の概要

令和5年10月1日より休止しております当該路線ですが、休止後、地域での代替手段が整ってきたため、路線休止から1年をもって路線廃止するものです。

2. 廃止しようとする路線

30	起点	山形県鶴岡市上田沢下中島 32-3 地内
	終点	山形県鶴岡市大鳥字寿岡 232 番 1 号地内
	区間料程	9.20 km
	道路種別	山形県(県道 44 号余目温海線・県道 349 号鶴岡村上線)

路線廃止区間図（別紙資料2-5）

3. 実施予定日

令和6年9月30日

No.	路線廃止届出区間
1	起点(地名及び地番): 山形県鶴岡市大宝寺字中野108番1号先 終点(地名及び地番): 山形県鶴岡市渡前字太田56番4号先 キ口程: 4.60 km 道路管理者: 鶴岡市(市道)
2	起点(地名及び地番): 山形県鶴岡市渡前字太田56番4号先 終点(地名及び地番): 山形県鶴岡市渡前字下谷地地内 キ口程: 0.80 km 道路管理者: 山形県(県道343号)
3	起点(地名及び地番): 山形県鶴岡市渡前字下谷地地内 終点(地名及び地番): 山形県鶴岡市六所畑3番1号先 キ口程: 0.60 km 道路管理者: 鶴岡市(市道)
4	起点(地名及び地番): 山形県鶴岡市六所畑3番1号先 終点(地名及び地番): 山形県鶴岡市上藤島字街道西22番19号先 キ口程: 0.20 km 道路管理者: 山形県(県道50号)
5	起点(地名及び地番): 山形県鶴岡市上藤島字街道西22番19号先 終点(地名及び地番): 山形県鶴岡市上藤島字鑑田畑4番2号地内 キ口程: 0.50 km 道路管理者: 鶴岡市(市道)
6	起点(地名及び地番): 山形県鶴岡市上藤島字鑑田畑4番2号地内 終点(地名及び地番): 山形県鶴岡市藤島字村東96番先 キ口程: 0.70 km 道路管理者: 山形県(県道339号)
7	起点(地名及び地番): 山形県鶴岡市藤島字村東96番先 終点(地名及び地番): 山形県鶴岡市藤島山ノ前25番先 キ口程: 0.30 km 道路管理者: 鶴岡市(市道)
8	起点(地名及び地番): 山形県鶴岡市藤島山ノ前25番先 終点(地名及び地番): 山形県鶴岡市藤島字笹花64番5号先 キ口程: 0.20 km 道路管理者: 山形県(県道115号)
9	起点(地名及び地番): 山形県鶴岡市藤島字笹花64番5号先 終点(地名及び地番): 山形県鶴岡市藤島字村前208番先 キ口程: 1.00 km 道路管理者: 鶴岡市(市道)
10	起点(地名及び地番): 山形県鶴岡市藤島字村前208番先 終点(地名及び地番): 山形県鶴岡市藤島字細杖中地内 キ口程: 0.40 km 道路管理者: 山形県(県道44号)
11	起点(地名及び地番): 山形県鶴岡市三和字街道下63番5号先 終点(地名及び地番): 山形県鶴岡市字芝ノ越16番2号先 キ口程: 0.70 km 道路管理者: 鶴岡市(市道)
12	起点(地名及び地番): 山形県東田川郡庄内町京島字海道端18番1号先 終点(地名及び地番): 山形県東田川郡庄内町狩川字谷地地内 キ口程: 1.50 km 道路管理者: 庄内町(町道)
13	起点(地名及び地番): 山形県東田川郡庄内町狩川字石神地内 終点(地名及び地番): 山形県東田川郡庄内町狩川字笹山111番先 キ口程: 0.60 km 道路管理者: 庄内町(町道)
14	起点(地名及び地番): 山形県東田川郡庄内町狩川字笹山111番先 終点(地名及び地番): 山形県東田川郡庄内町狩川字上田原田地内 キ口程: 3.60 km 道路管理者: 山形県(県道46号)
15	起点(地名及び地番): 山形県東田川郡庄内町狩川字大釜11番1号先 終点(地名及び地番): 山形県東田川郡庄内町狩川字阿古屋46番先 キ口程: 0.55 km 道路管理者: 山形県(国道345号)
16	起点(地名及び地番): 山形県東田川郡庄内町狩川字大釜11番1号先 終点(地名及び地番): 山形県東田川郡庄内町狩川字大釜22番先 キ口程: 0.10 km 道路管理者: 庄内町(立川庁舎)
17	起点(地名及び地番): 山形県東田川郡庄内町狩川字大釜22番先 終点(地名及び地番): 山形県東田川郡庄内町狩川字大釜10番1号先 キ口程: 0.05 km 道路管理者: 庄内町(町道)
18	起点(地名及び地番): 山形県東田川郡庄内町清川字下川原90番4号先 終点(地名及び地番): 山形県東田川郡庄内町清川字花崎199番先 キ口程: 0.50 km 道路管理者: 山形県(県道45号)
19	起点(地名及び地番): 山形県東田川郡庄内町清川字花崎199番先 終点(地名及び地番): 山形県東田川郡庄内町清川字花崎16番3号先 キ口程: 0.50 km 道路管理者: 山形県(県道45号)
20	起点(地名及び地番): 山形県東田川郡庄内町清川字花崎16番3号先 終点(地名及び地番): 山形県東田川郡庄内町清川字上川原49番1号先 キ口程: 0.10 km 道路管理者: 山形県(県道45号)

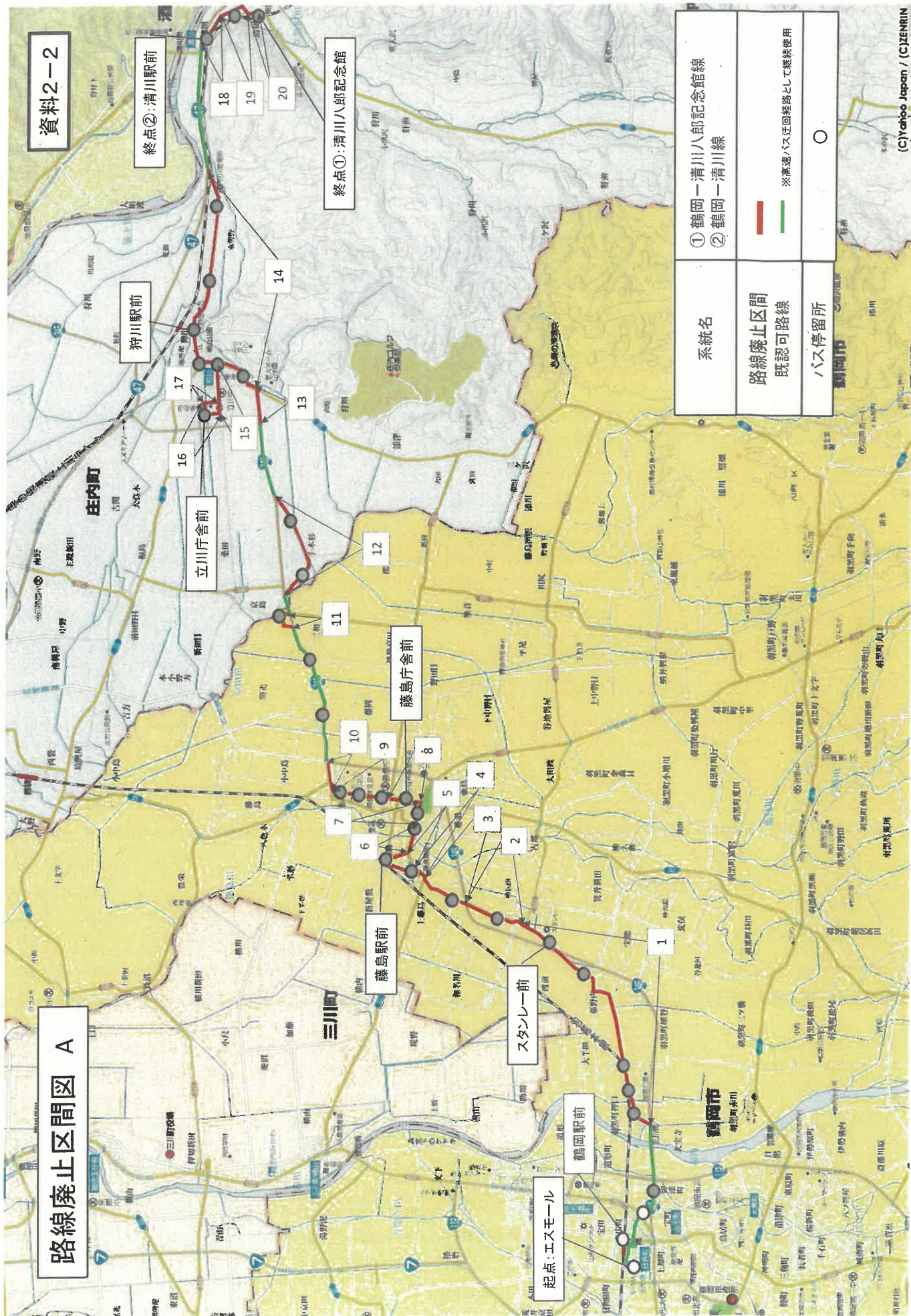
路線廃止区間図 A

資料2-2

終点②: 清川駅前

終点①: 清川八郎記念館

系統名	① 鶴岡ー清川八郎記念館線 ② 鶴岡ー清川線
路線廃止区間 既認可路線	— — ※高速バス迂回経路として継続使用
バス停留所	○



No.	路線廃止届出区間
21	起点(地名及び地番): 山形県鶴岡市城南町2番89号先 終点(地名及び地番): 山形県鶴岡市遠賀原字稻荷41番4号先 キロ程: 1.20 km 道路管理者: 鶴岡市(市道)
22	起点(地名及び地番): 山形県鶴岡市遠賀原字稻荷41番4号先 終点(地名及び地番): 山形県鶴岡市勝福寺地内 キロ程: 1.90 km 道路管理者: 山形県(県道350号)
23	起点(地名及び地番): 山形県鶴岡市勝福寺地内 終点(地名及び地番): 山形県鶴岡市勝福寺字下川田235先 キロ程: 0.8 km 道路管理者: 鶴岡市(市道)
24	起点(地名及び地番): 山形県鶴岡市勝福寺字下川田235先 終点(地名及び地番): 山形県鶴岡市勝福寺地内 キロ程: 0.09 km 道路管理者: 鶴岡市(市道)
25	起点(地名及び地番): 山形県鶴岡市勝福寺地内 終点(地名及び地番): 山形県鶴岡市勝福寺字下川田地内 キロ程: 0.45 km 道路管理者: 山形県(たらのき代鶴岡線: 県道350号)
26	起点(地名及び地番): 山形県鶴岡市三千刈字清和地内 終点(地名及び地番): 山形県鶴岡市三千刈字清和地内 キロ程: 0.30 km 道路管理者: 山形県(たらのき代鶴岡線: 県道350号)
27	起点(地名及び地番): 山形県鶴岡市三千刈字清和地内 終点(地名及び地番): 山形県鶴岡市三千刈字清和140先 キロ程: 0.50 km 道路管理者: 山形県(たらのき代鶴岡線: 県道350号線)
28	起点(地名及び地番): 山形県鶴岡市三千刈字清和140先 終点(地名及び地番): 山形県鶴岡市三千刈字清和159番地内 キロ程: 0.15 km 道路管理者: 鶴岡市(市道)
29-1	起点(地名及び地番): 山形県鶴岡市三千刈字清和159番地内 終点(地名及び地番): 山形県鶴岡市三千刈字清和159番地内 キロ程: 0.15 km 道路管理者: 榊引温泉ゆ〜TOWN
29-2	起点(地名及び地番): 山形県鶴岡市三千刈字清和159番地内 終点(地名及び地番): 山形県鶴岡市三千刈字清和159番地内 キロ程: 0.05 km 道路管理者: 榊引温泉ゆ〜TOWN

路線廃止区間図 B

資料2-4



路線廃止区間図 C

資料2-5

30
 路線廃止区間(現:休止区間) 9.20km
 起点 : 山形県鶴岡市上田沢下中島32-4地内
 終点 : 山形県鶴岡市大鳥字寿岡232番1号地内
 道路管理者: 山形県(県道44号線、県道349号線)

既認可路線
 路線廃止区間
 バス停留所(既設)
 バス停留所(廃止済)



長沼・八栄島地区デマンド交通の本格運行の実施について

1. 本格運行の概要

藤島地域において、路線バス等が撤退し、公共交通空白地帯となっていた長沼地区及び八栄島地区の交通不便を解消し、住民の移動手段を確保することを目的に、令和3年6月2日より、道路運送法第21条の規定に基づく乗合タクシーの試験運行を実施してきた。

試験運行期間中、利用者や地区内住民へのヒアリングやアンケート調査及び運行事業者との意見交換等をもとに、運行時間、乗降場所等の検討を随時行ってきた。乗合タクシーについては、地域住民の移動手段として十分な役割を果たしており、住民生活に必要であるため、令和6年10月から道路運送法第4条の規定に基づく乗合タクシーの本格運行を実施する。

また、実証運行から本格運行への移行によるダイヤ等の変更は予定していないが、今後も地域住民のニーズ把握に努め、より良い交通手段となるよう改善を進めていく。

2. 運営主体

長沼・八栄島地区デマンド交通運営協議会

3. 運行事業者の選定

道路運送法第21条による試験運行を実施した運行事業者で、道路運送法第4条の一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けたものに運行を委託する。(使用車両の借上げ、運転、予約受付含む)

4. 運行方法

(1) 方式

タクシー事業者の車両を使用するオンデマンド方式（予約制）とする。

(2) 予約方法等

- ① 予め住所、氏名、生年月日、電話番号を登録し会員番号を取得する。
- ② 申し込み先は、事業者の事務所内に設置する予約センターとする。
- ③ 申し込み方法は、電話又はFAXとする。
- ④ 申し込み内容は、住所、氏名、利用日時、目的地及び帰りの予約とする。

(3) 予約期限等

- ① 予約の受付は、利用する日の1週間前から前日の午後5時までとする。
- ② 受付時間は、午前8時30分から午後5時までとする。
- ③ 原則、事前予約とするが、配車が可能な場合に限り、当日予約も受け付けることとする。
(当日2便以降の各便出庫前まで予約可能)
- ④ 予約の取り消しは、前日の午後5時までとする。当日のキャンセルは運行料金全額のキャンセル料が発生するものとする。

5. 運行経路及び指定場所

(1) 運行経路

- ・ 起点 往路：自宅、復路：指定場所
- ・ 終点 往路：指定場所、復路：自宅

(2) 指定場所

- ① 長沼地区：長沼地区地域活動センター、羽前長沼郵便局、ぽっぽの湯
- ② 八栄島地区：八栄島地区地域活動センター、八栄島郵便局
- ③ 藤島地区：藤島庁舎、藤島体育館、ＪＲ藤島駅、石橋内科胃腸科医院、すずき整形外科、Ａコープふじしま、マックスバリュ藤島店
- ④ 鶴岡市街地：鶴岡市役所、荘内病院、鶴岡協立病院、みやはらクリニック、黒沢眼科医院、エスモール
- ⑤ 庄内町：ＪＲ余目駅、庄内余目病院、阿部内科胃腸科医院、古谷眼科クリニック、Ａコープあまるめ、ヤマザワ余目店
- ⑥ 三川町：三川歯科医院、ラコス、イオンモール三川

6. 運行曜日及び運行ルート

(1) 運行曜日

月曜日から土曜日までとし、日曜、祝祭日、年末年始（12/29～1/3）は運休とする。

(2) 運行ルート

曜日ごとに運行ルートを分け、以下の３方面とする。

曜日	ルート（方面）
① 月・水・金・土曜日	地区内、藤島・鶴岡ルート
② 火曜日	地区内、庄内町ルート
③ 木曜日	地区内、三川町ルート

7. 運行本数及び運行時間帯

(1) 運行本数

往路３便、復路３便の６便とする。

(2) 運行時間帯

往路	1便	2便	3便	復路	4便	5便	6便
	8:00	9:15	12:30		11:30	13:30	16:30

8. 運賃形態

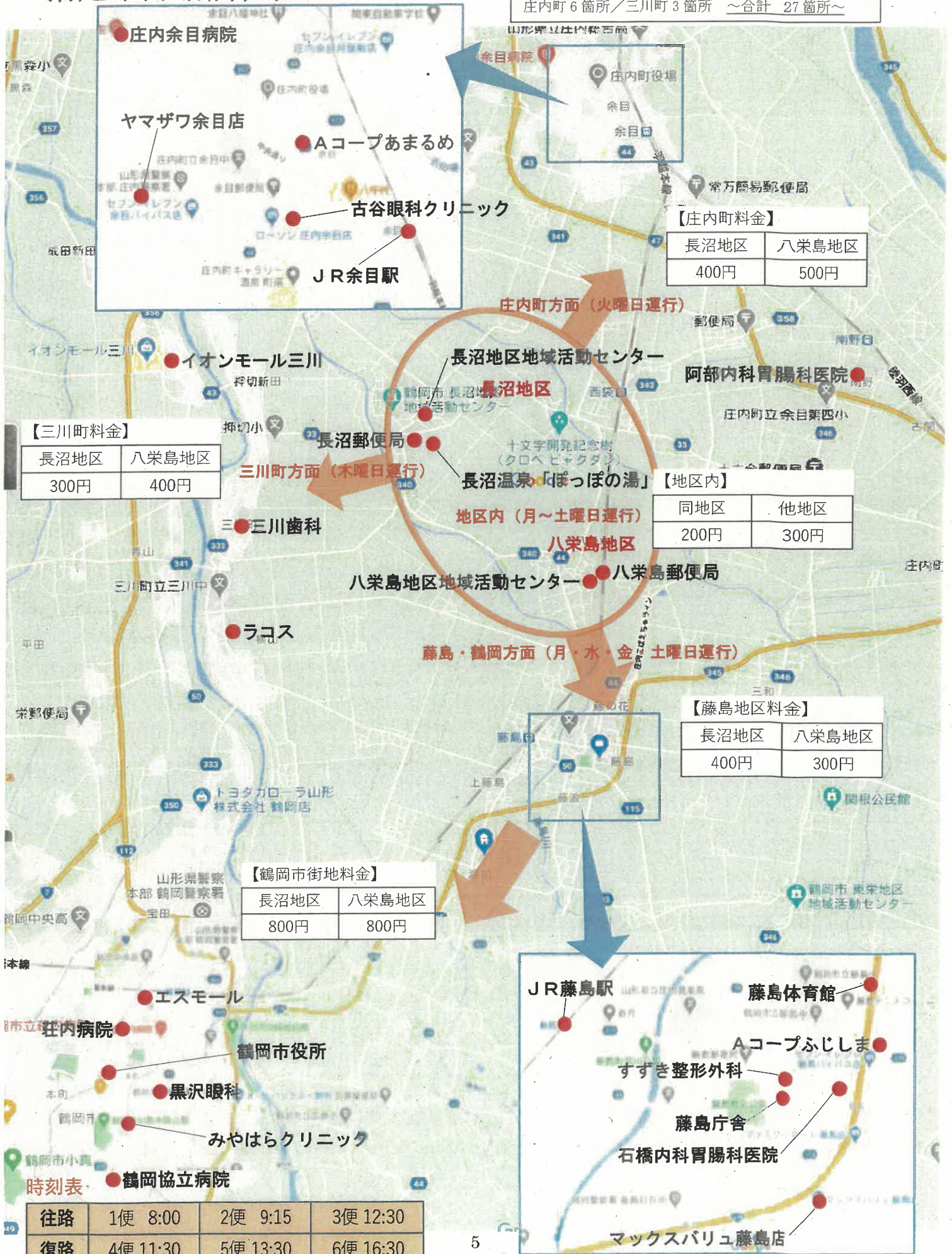
エリア料金制とし、地区別に以下の運賃とする。

	エリア	長沼地区住民	八栄島地区住民
①	長沼地区	200円	300円
②	八栄島地区	300円	200円
③	藤島地区	400円	300円
④	鶴岡市街地	800円	800円
⑤	三川町	300円	400円
⑥	庄内町	400円	500円

※子ども、高校生、障害者等の割引制度あり

長沼・八栄島地区デマンド交通 指定乗降場所位置図

長沼地区 3 箇所／八栄島地区 2 箇所／
藤島市街地 7 箇所／鶴岡市街地 6 箇所／
庄内町 6 箇所／三川町 3 箇所 ～合計 27 箇所～



【庄内町料金】

長沼地区	八栄島地区
400円	500円

【三川町料金】

長沼地区	八栄島地区
300円	400円

【地区内】

同地区	他地区
200円	300円

【藤島地区料金】

長沼地区	八栄島地区
400円	300円

【鶴岡市街地料金】

長沼地区	八栄島地区
800円	800円

櫛引地域デマンド交通の本格運行の実施について

1. 本格運行の概要

公共交通空白地帯が含まれる櫛引地域東部地区住民の移動手段の確保を目的とし、令和3年11月18日より、道路運送法第21条の規定に基づく乗合タクシーによる実証実験運行を実施している。

実証実験運行期間中は、地域住民を主とする地域運営協議会により、利用者意向調査や運行状況の検証を重ね、利用者数の拡大及び運行内容の改善を図ってきた。

今般、これら実証実験運行の実績を基に、令和6年11月から道路運送法第4条の規定に基づく乗合タクシーの本格運行を実施する。

2. 運営主体

櫛引地域デマンド交通運営協議会

3. 運行事業者の選定

道路運送法第21条による試験運行を実施した運行事業者で、道路運送法第4条の一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けたものに運行を委託する。(使用車両の借上げ、運転、予約受付含む)

4. 運行方法

(1) 方式

タクシー事業者の車両を使用するデマンド方式(予約制)とする。

(2) 予約方法等

① 予め住所、氏名、生年月日、電話番号を事務局に登録し会員番号を取得する。

② 運行予約先は、事業者の事務所に設置する予約センターとする。

③ 予約方法は、電話又はFAXとする。

④ 予約内容は、住所、氏名、利用日時、目的地及び帰りの予約とする。

(3) 予約期限等

① 予約の受付は、利用する日の1週間前から条件付きで当日予約を可能とする。

当日予約の条件は、配車確保が可能な場合とする。

② 受付時間は、午前8時から午後5時までとする。

③ 予約の取り消しは、前日の午後5時までとする。当日のキャンセルは運行料金全額のキャンセル料が発生するものとする。

(4) 車種

普通車タクシー車両を基本とし、必要に応じてジャンボタクシーの代替運行などを行う。

(5) 車両台数

普通車タクシー1台を基本とし、予約状況によっては増車する。

5. 運行経路及び指定場所

(1) 利用者の範囲

鶴岡市黒川、松根、宝谷、梶代、田代、馬渡に住所を有し、会員登録した者とする。

ただし、飲酒しての乗車はできないものとする。

また、来客者等区域外に住所を有する者の利用については、原則不可とする。

(2) 運行経路

- ・ 起点 往路：自宅(遠い順に配車)、復路：指定場所(遠い順に配車)
- ・ 終点 往路：指定場所、復路：自宅

(3) 指定場所

- ①黒川郵便局 ②くしびき温泉ゆ〜Town ③櫛引庁舎 (JA 櫛引支所)
④櫛引老人福祉センター ⑤上山添 (山添郵便局、さいとう歯科医院)
⑥神明前 (協立リハビリテーション病院) ⑦佐藤歯科医院 ⑧ヤマザワくしびき店
⑨佐久間医院 ⑩桂医院 ⑪板井川 (遠藤医院、土田内科医院) ⑫産直あぐり

※指定場所間のみの輸送は行わない

6. 運行曜日及び運行ルート

(1) 運行日

月曜日から土曜日までとし、日曜、祝祭日、年末年始(12/29~1/3)は運休とする。

(2) 運行ルート

梳代ルートと宝谷ルートを隔日で運行する。

運行ルートは次のとおりとする。

ルート	対象集落						
梳代ルート	梳代	黒川上	王祇	黒川中	黒川下	田代	馬渡
宝谷ルート	宝谷	松根	黒川上	王祇	黒川中	黒川下	

7. 運行本数及び運行時間帯

(1) 運行本数

往路2便、復路2便の4便とする。

(2) 運行時間帯

往路	1便	2便	復路	1便	2便
	8:30	13:00		10:30	15:00

予約者がいない時間帯については、運行しない。

8. 運賃形態

(1) 運賃

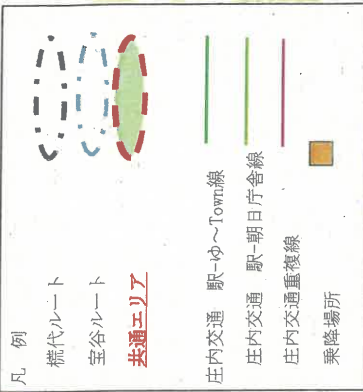
自宅と黒川郵便局の間は1回あたり300円

自宅と黒川郵便局以外の間は1回あたり400円

(2) 割引制度

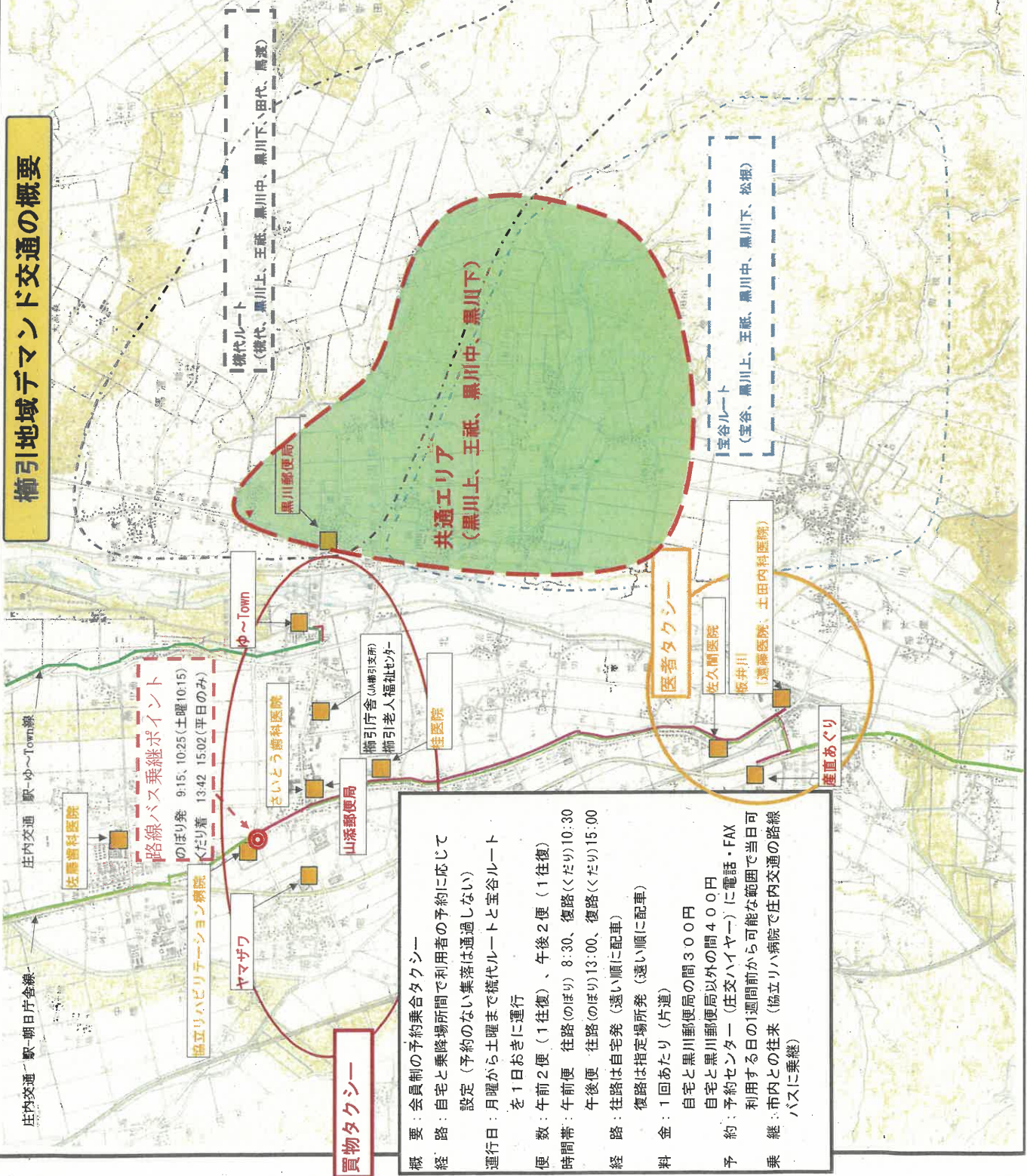
- ①一般乗合旅客自動車運送事業者が発行する各種割引定期券であって、市内全域の停留所において自由に乗車し、及び降車できるものを購入している者は無料とする。
- ②子ども料金は半額とする(小学生以下を対象)。
- ③障害者の利用は半額とする。ただし、身体障害者手帳、精神障害保健福祉手帳、療育手帳の提示を求める。
- ④介護サービス又は介護予防・生活支援サービスの受給資格者の利用は半額とする。ただし、介護保険負担割合証の呈示を求める。

櫛引地域デマンド交通の概要



乗降ポイント一覧

黒川郵便局
ゆ〜Town
櫛引庁舎 (JA櫛引支所)
櫛引老人福祉センター
上山添 (山添郵便局、さいとう歯科医院)
協立リハビリテーション病院 (乗継ポイント)
佐藤産科医院
ヤマザワくしびき店
桂医院
佐久間医院
板井川 (遠藤医院、土田内科医院)
産直あぐり



買物タクシー

概要：会員制の予約乗合タクシー
 経路：自宅と乗降場所間で利用者の予約に応じて
 設定 (予約のない乗降は通過しない)
 運行日：月曜から土曜まで櫛引ルートと宝谷ルート
 を1日おきに運行
 便数：午前2便 (1往復)、午後2便 (1往復)
 時間帯：午前便 往路のほり 8:30、復路(くたり) 10:30
 午後便 往路のほり 13:00、復路(くたり) 15:00
 経路：往路は自宅発 (遠い順に配車)
 復路は指定場所発 (遠い順に配車)
 料金：1回あたり (片道)
 自宅と黒川郵便局の間300円
 自宅と黒川郵便局以外の間400円
 予約：予約センター (庄交ハイヤー) に電話・FAX
 利用する日の1週間前から可能な範囲で当日可
 乗継：市内との往来 (協立リハビリ病院で庄内交通の路線
 バスに乘継)

医者タクシー

宝谷ルート
 (宝谷、黒川上、王祇、黒川中、黒川下、松根)

産直あぐり

湯海地域乗合タクシーの経路変更および時刻表等の改正について

■ 変更日:令和6年10月1日より

--- : 旧路線

— : 新路線

(1) 経路変更

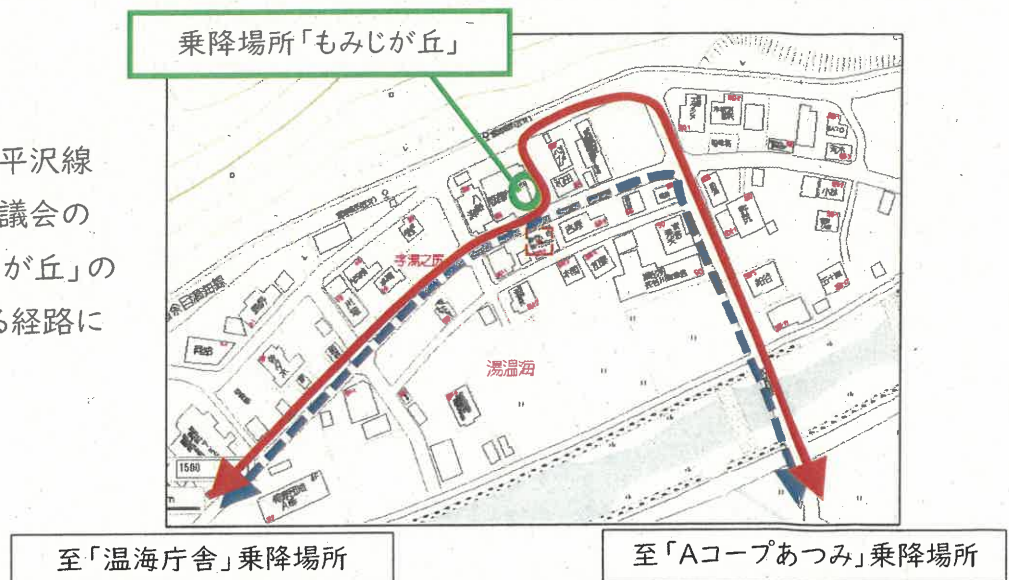
① 暮坪地内

対象路線:戸沢線
 集落内の道路が狭く、車両の運行がしにくいため、経路を変更する。



② 湯温海地内

対象路線:戸沢線、平沢線
 鶴岡市社会福祉協議会の障害者施設「もみじが丘」の敷地内に乗り入れる経路に変更する。



(2) 増便

対象路線:戸沢線
 3便の回送を実走とし、午後発のあつみ温泉行きを増便する。

(3) 時刻表の改正

対象路線:戸沢線、平沢線、関川線
 利用者、医療機関、運行事業者からの要望やJRとの接続等を勘案し、時刻表を改正する。

(ア)戸沢線 時刻表

運行日 月～金曜日 *ただし連休日を除く

令和6年10月改正案

戸沢⇒あつみ温泉					
乗降場所	ゾーン区分	1便	2便	4便	7便
強龍寺前	A	7:50	9:20	12:20	—
戸沢		7:52	9:22	12:22	—
戸沢自動車前		7:52	9:22	12:22	—
山五十川診療所		7:57	9:27	12:27	—
山戸Aコープ		7:57	9:27	12:27	—
山五十川公民館		7:58	9:28	12:28	—
三浦商店前		7:59	9:29	12:29	—
安土		8:03	9:33	12:33	—
五十川		8:05	9:35	12:35	—
五十川郵便局前		8:06	9:36	12:36	—
五十川公民館	B	8:07	9:37	12:37	—
五十川駅前		8:08	9:38	12:38	—
鈴公民館前		8:11	9:41	12:41	—
鈴		8:12	9:42	12:42	—
立岩前		8:14	9:44	12:44	—
暮坪		8:14	9:44	12:44	—
米子		8:17	9:47	12:47	—
かぶらタワー		8:18	9:48	12:48	—
旧長喜屋前		8:19	9:49	12:49	—
不動岩前		8:20	9:50	12:50	—
温海クリニック	C	8:20	9:50	12:50	16:35
あつみ温泉駅前		8:21	9:51	12:51	16:36
温海庁舎		8:23	9:53	12:53	16:38
もみじが丘		8:25	9:55	12:55	16:40
Aコープあつみ		8:27	9:57	12:57	16:42
林業センターグラウンド前		8:28	9:58	12:58	16:43
小白歯科医院		8:29	9:59	12:59	16:44
あつみ観光協会		8:30	10:00	13:00	16:45
朝市広場前		8:31	10:01	13:01	16:46
バラ園		8:31	10:01	13:01	16:46

あつみ温泉⇒戸沢				
乗降場所	ゾーン区分	3便	5便	6便
バラ園	A	11:20	13:40	15:20
朝市広場前		11:20	13:40	15:20
あつみ観光協会		11:21	13:41	15:21
小白歯科医院		11:22	13:42	15:22
林業センターグラウンド前		11:23	13:43	15:23
Aコープあつみ		11:24	13:44	15:24
もみじが丘		11:26	13:46	15:26
温海庁舎		11:28	13:48	15:28
あつみ温泉駅前		11:30	13:50	15:30
温海クリニック	B	11:31	13:51	15:31
不動岩前		11:31	13:51	15:31
旧長喜屋前		11:32	13:52	15:32
かぶらタワー		11:33	13:53	15:33
米子		11:34	13:54	15:34
暮坪		11:37	13:57	15:37
立岩前		11:37	13:57	15:37
鈴		11:39	13:59	15:39
鈴公民館前		11:40	14:00	15:40
五十川駅前	C	11:43	14:03	15:43
五十川公民館		11:44	14:04	15:44
五十川郵便局前		11:45	14:05	15:45
五十川		11:46	14:06	15:46
安土		11:48	14:08	15:48
三浦商店前		11:52	14:12	15:52
山五十川公民館		11:53	14:13	15:53
山戸Aコープ		11:54	14:14	15:54
山五十川診療所		11:54	14:14	15:54
戸沢自動車前		11:59	14:19	15:59
戸沢		11:59	14:19	15:59
強龍寺前		12:01	14:21	16:01

(イ)平沢線 時刻表

- 運行日 月～土曜日 *ただし運休日を除く

令和6年10月改正案

平沢⇒あつみ温泉					
乗降場所	ゾーン区分	1便	3便	5便	7便
平沢	A	7:20	9:20	13:55	—
小名部センター前		7:22	9:22	13:57	—
旧Aコープ前		7:23	9:23	13:58	—
旧公民館前		7:24	9:24	13:59	—
鍋倉		7:27	9:27	14:02	—
イオンタウンあつみ		7:32	9:32	14:07	—
番場歯科医院		7:34	9:34	14:09	—
鼠ヶ関駅前		7:37	9:37	14:12	—
佐藤診療所		7:38	9:38	14:13	—
鼠ヶ関Aコープ		7:39	9:39	14:14	—
関所跡		7:39	9:39	14:14	—
横路		7:41	9:41	14:16	—
早田公民館		7:43	9:43	14:18	—
早田		7:44	9:44	14:19	—
早田下		7:45	9:45	14:20	—
しゃりん	B	7:46	9:46	14:21	—
小岩川ゲートボール場前		7:48	9:48	14:23	—
小岩川駅前		7:49	9:49	14:24	—
巖橋		7:49	9:49	14:24	—
スクールバス待合所	C	7:52	9:52	14:27	—
岩川橋待合所		7:54	9:54	14:29	—
岩川漁協前		7:55	9:55	14:30	—
宮名		7:55	9:55	14:30	—
釜谷坂社標前		7:57	9:57	14:32	—
あつみ温泉駅前		7:58	9:58	14:33	17:00
温海クリニック		7:59	9:59	14:34	—
温海庁舎		8:01	10:01	14:36	17:02
もみじが丘		8:03	10:03	14:38	17:04
Aコープあつみ		8:05	10:05	14:40	17:06
林業センターグラウンド前		8:06	10:06	14:41	17:07
小白歯科医院		8:07	10:07	14:42	17:08
あつみ観光協会		8:08	10:08	14:43	17:09
朝市広場前		8:09	10:09	14:44	17:10
バラ園		8:09	10:09	14:44	17:10

あつみ温泉⇒平沢				
乗降場所	ゾーン区分	2便	4便	6便
バラ園	A	8:15	11:40	15:25
朝市広場前		8:15	11:40	15:25
あつみ観光協会		8:16	11:41	15:26
小白歯科医院		8:17	11:42	15:27
林業センターグラウンド前		8:18	11:43	15:28
Aコープあつみ		8:19	11:44	15:29
もみじが丘		8:21	11:46	15:31
温海庁舎		8:22	11:47	15:32
あつみ温泉駅前		8:24	11:49	15:34
温海クリニック		8:25	11:50	15:35
釜谷坂社標前		8:27	11:52	15:37
宮名		8:29	11:54	15:39
岩川漁協前		8:29	11:54	15:39
岩川橋待合所		8:30	11:55	15:40
スクールバス待合所		8:32	11:57	15:42
巖橋	B	8:35	12:00	15:45
小岩川駅前		8:35	12:00	15:45
小岩川ゲートボール場前		8:36	12:01	15:46
しゃりん		8:38	12:03	15:48
早田下	C	8:39	12:04	15:49
早田		8:40	12:05	15:50
早田公民館		8:41	12:06	15:51
横路		8:43	12:08	15:53
鼠ヶ関駅前		8:46	12:11	15:56
佐藤診療所		8:47	12:12	15:57
鼠ヶ関Aコープ		8:48	12:13	15:58
関所跡		8:48	12:13	15:58
番場歯科医院		8:50	12:15	16:00
イオンタウンあつみ		8:52	12:17	16:02
鍋倉		8:57	12:22	16:07
旧公民館前		9:00	12:25	16:10
旧Aコープ前		9:01	12:26	16:11
小名部センター前		9:02	12:27	16:12
平沢		9:04	12:29	16:14

(ウ)関川線 時刻表

運行日 月～金曜日 *ただし運休日を除く

令和6年10月改正案

関川⇨あつみ温泉・温海				
乗降場所	ゾーン区分	1便	3便	6便
関川	A	7:45	9:20	16:30
越沢		7:50	9:25	16:35
木野俣		7:54	9:29	16:39
小国	B	8:01	9:36	16:46
峠ノ山		8:04	9:39	16:49
模代		8:07	9:42	16:52
温寿荘	C	8:10	9:45	16:55
もみじが丘		8:13	9:48	16:58
湯温海・湯之里		8:14	9:49	16:59
Aコープあつみ		8:15	9:50	17:00
バラ園		8:17	9:52	17:02
朝市広場前		8:17	9:52	17:02
小白歯科医院		8:19	9:54	17:04
温海庁舎		8:21	9:56	17:06
あつみ温泉駅前		8:22	9:57	17:07
温海クリニック		8:23	9:58	17:08

温海・あつみ温泉⇨関川				
乗降場所	ゾーン区分	2便	4便	5便
温海クリニック	A	8:30	11:30	15:30
あつみ温泉駅前		8:31	11:31	15:31
温海庁舎		8:32	11:32	15:32
小白歯科医院		8:34	11:34	15:34
朝市広場前		8:36	11:36	15:36
バラ園		8:36	11:36	15:36
Aコープあつみ		8:38	11:38	15:38
湯温海・湯之里		8:39	11:39	15:39
もみじが丘		8:40	11:40	15:40
温寿荘		8:43	11:43	15:43
模代	B	8:46	11:46	15:46
峠ノ山		8:49	11:49	15:49
小国		8:52	11:52	15:52
木野俣	C	8:59	11:59	15:59
越沢		9:03	12:03	16:03
関川		9:08	12:08	16:08

指定目的地一覧

- | | |
|----------|----------------------|
| ①小白歯科医院 | ⑥温海庁舎 |
| ②温海クリニック | ⑦障がい者福祉サービス事業所 もみじが丘 |
| ③バラ園 | ⑧Aコープあつみ店 |
| ④朝市広場前 | ⑨特別養護老人ホーム 温寿荘 |
| ⑤あつみ温泉駅前 | |

令和7年度 地域内フィーダー系統確保維持計画について

(1) 計画策定の趣旨

「地域内フィーダー系統確保維持計画」は、地域の実情に応じた生活交通の確保維持を目的とした国の『地域公共交通確保維持事業』による補助金を受けるために必要な計画です。「地域内交通の運行」への支援を目的に策定するものであり、国の支援を受ける路線や、利用者数などの目標、そのための事業者、事業の効果などを定めます。本計画を策定することにより、生活交通路線の維持・確保や車両更新のための国の補助金の交付を受けることが可能となります。

※地域間幹線系統（自治体間を結ぶ路線）か羽越本線に接続するバス系統をフィーダー系統と呼んでいます。

(2) 計画の変更点

① 路線見直しによる系統数の変更

令和7年度計画			令和6年度計画	
系統数計	23 系統	 【減】 庄内交通鶴岡-ゆ〜Town 線 庄内交通鶴岡-清川線 【増】 温海地域乗合タクシー戸沢線 温海地域乗合タクシー平沢線 温海地域乗合タクシー関川線	系統数計	22 系統
【内訳】			【内訳】	
・庄内交通バス路線	15 系統		・庄内交通バス路線	17 系統
・市営・委託定時定路線	6 系統		・市営・委託定時定路線	4 系統
・デマンド交通	2 系統		・デマンド交通	1 系統

② 車両減価償却費等補助対象車両の変更

令和7年度計画		令和6年度計画
市内循環線 8 台	 変更なし	市内循環線 8 台

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
鶴岡市	庄内交通株式会社	(1) 鶴岡(物産館)温海線	エスモール	庄内地区物産館	温海温泉所	往 41.0 km 復 40.2 km	365日	1,572.0回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-三川 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(2) 鶴岡(湯田川)越沢	エスモール	湯田川温泉	越沢	往 34.3 km 復 34.1 km	365日	1,092.0回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-三川 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(3) 鶴岡(湯田川)坂の下線	エスモール	湯田川温泉	坂の下	往 17.5 km 復 17.3 km	240日	360.0回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-三川 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(4) 鶴岡(稻生町)湯田川線	エスモール	稻生町	湯田川温泉	往 10.0 km 復 9.8 km	365日	1,018.0回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-三川 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(5) こころの医療セン ター(稲生町)湯田 川線	エスモール	稲生町	湯田川温泉	往 13.3 km 復 13.0 km	240日	192.0回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-三川 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(6) 鶴岡(物産館・加茂 水族館)湯野浜線	エスモール	加茂水族館	湯野浜温泉	往 21.9 km 復 21.8 km	365日	2,865.0回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-三川 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(7) 鶴岡(物産館・善宝 寺)湯野浜線	エスモール	善宝寺	湯野浜温泉	往 18.3 km 復 18.2 km	365日	1,787.8回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-三川 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(8) 鶴岡(山添)落合	エスモール	山添	朝日庁舎	往 17.0 km 復 17.1 km	365日	1,548.0回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-三川 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(9) 鶴岡中央高校線	エスモール		中央高校	往 1.3 km 復 1.3 km	211日	211.0回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-三川 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(10) いでは文化記念館 -羽黒山頂線	エスモール	羽黒山頂	羽黒山頂	往 7.8 km 復 7.8 km	365日	1,823.0回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-三川 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(11) 鶴岡市内循環A コース	エスモール		エスモール	右 14.9 km 左 14.8 km	361日	2,888.0回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-三川 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(12) 鶴岡市内循環B コース	エスモール		エスモール	右 12.4 km 左 12.8 km	361日	2,638.0回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-三川 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(13) 鶴岡市内循環C コース	エスモール		エスモール	右 14.8 km 左 14.9 km	361日	2,888.0回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-三川 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(14) 鶴岡上田沢線	エスモール	山添	上田沢	往 30.5 km 復 30.8 km	240日	360.0回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-三川 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(15) 鶴岡大網線	エスモール	山添	大網馬場	往 25.2 km 復 25.3 km	240日	360.0回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-三川 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
鶴岡市	鶴岡市	(16) 羽黒地域市営バス 上川代・小増川線	上川代	ゆぼか	鶴岡駅	往 26.3 km 復 26.3 km	143日	214.5回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-三川 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(17) 羽黒地域市営バス 上川代・小増川線	上川代	ゆぼか		往 18.7 km 復 18.7 km	143日	214.5回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-いでは文化 記念館線にゆぼかで接続	③
		(18) 羽黒地域市営バス 今野線	川代山	ゆぼか	鶴岡駅	往 22.8 km 復 22.8 km	144日	216.0回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-三川 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(19) 羽黒地域市営バス 今野線	川代山	ゆぼか		往 14.2 km 復 14.2 km	144日	216.0回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-いでは文化 記念館線にゆぼかで接続	③
庄交ハイヤー 株式会社	庄交ハイヤー 株式会社	(20) 藤島東栄地区デマン ド交通		東京地区		往 km 復 km	287日	881.0回			区域	②(1)	・地域間交通ネットワーク羽越本線 鳥取と接続	③
		(21) 温海地域集合タク シー 戸沢線	強龍寺	おつみ温泉駅	バラ園	往 18.8 km 復 18.8 km	287日	1,004.5回			路線定期運行	②(1)	・地域間交通ネットワーク羽越本線 おつみ温泉駅と接続	③
温海温泉観光自動車 株式会社	温海温泉観光自動車 株式会社	(22) 温海地域集合タク シー 平沢線	平沢	おつみ温泉駅	バラ園	往 23.4 km 復 23.4 km	287日	1,004.5回			路線定期運行	②(1)	・地域間交通ネットワーク羽越本線 おつみ温泉駅と接続	③
		(23) 温海地域集合タク シー 関川線		温海地域		往 km 復 km	239日	956.0回			区域	②(1)	・地域間交通ネットワーク羽越本線 おつみ温泉駅と接続	③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表6 車両の取得計画の概要(車両減価償却費等補助)(地域内フィーダー系統)

市区町村名	バス事業者等名	申請番号	運行の用に供する補助対象系統名(申請番号)	補助対象車両の種別		乗車定員	購入年月	利便増進特例措置	運送継続特例措置	購入等の種別
山形県 鶴岡市	庄内交通株式会社	1	(11) 鶴岡市内循環線 (12) (13)	小型車両	イロハ	13	R4.10			一括
		2	(11) 鶴岡市内循環線 (12) (13)	小型車両		13	R4.10			一括
		3	(11) 鶴岡市内循環線 (12) (13)	小型車両		13	R4.10			一括
		4	(11) 鶴岡市内循環線 (12) (13)	小型車両		13	R4.10			一括
		5	(11) 鶴岡市内循環線 (12) (13)	小型車両		13	R4.10			一括
		6	(11) 鶴岡市内循環線 (12) (13)	小型車両		13	R4.10			一括
		7	(11) 鶴岡市内循環線 (12) (13)	小型車両		13	R4.10			一括
		8	(11) 鶴岡市内循環線 (12) (13)	小型車両		13	R4.10			一括

(注)

1. 「補助対象車両の種別」については、イ欄にノンステップ型、ワンステップ型、小型車両又はプティバスの別を、ロ欄にスロープ付き又はリフト付きの別を、ハ欄に標準仕様(ノンステップバス認定要領(平成22年6月4日付け国自技第49号又は平成27年7月2日付け国自技第75号))に基づく認定を受けたもの)又は非標準仕様の別を記載すること。
2. 「乗車定員」については、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人あたりの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両保安基準第24条、第53条)。
3. 「購入年月」については、初年度の場合は購入予定年月を記載すること。
4. 「利便増進特例措置」又は「運送継続特例措置」については、地域公共交通利便増進計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けた補助対象系統の運行の用に供する場合のみ「○」を記載すること。
5. 「購入等の種別」については、一括、割賦又はリースの別を記載すること。